

指 示

平成24年4月5日

福島県知事

佐藤 雄平 殿

原子力災害対策本部長

内閣総理大臣

野田 佳彦

東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島第一原子力発電所」という。）において発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づき、下記のとおり指示する。

記

貴県のうち、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに葛尾村（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、浪江町（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、飯舘村、川俣町（山木屋並びに町内国有林福島森林管理署161林班から165林班まで及び167林班の区域に限る。）、南相馬市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城並びに市内国有林磐城森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2091林班まで、2095林班から2099林班まで及び2130林班の区域に限る。）、福島市（旧小国村及び旧福島市（渡利、小倉寺及び南向台に限る。）の区域に限る。）、伊達市（旧月舘町（月舘町月舘（関ノ下、松橋川原、川向及び舘ノ腰を除く。）、月舘町布川及び月舘町御代田（北、東、西及び新堀ノ内を除く。）に限る。）、旧小国村、旧掛田町（霊山町掛田に限る。）、旧富成村、旧柱沢村（保原町所沢（明夫内田、久保田、田仲内、西郡山、菅ノ

町、河原田、東深町、西深町及び東田を除く。)及び保原町柱田(挟田、平、宮ノ内、前田、稲荷妻、砂子下及び根岸を除く。)に限る。)及び旧堰本村(梁川町大関(寺脇、清水、清水沢、松平、久保、棚塚、里クキ、山ノ口、宝木沢、笠石及び上ノ台に限る。)に限る。)の区域に限る。)、二本松市(旧渋川村(吉倉に限る。)の区域に限る。)及び相馬市(旧玉野村の区域に限る。)においては、平成24年産の稲の作付けを控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

公 示

平成24年4月5日

<p>1. 緊急事態応急対策を実施すべき区域</p>	<p>福島県のうち、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに葛尾村（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、浪江町（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、飯舘村、川俣町（山木屋並びに町内国有林福島森林管理署161林班から165林班まで及び167林班の区域に限る。）、南相馬市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城並びに市内国有林磐城森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2091林班まで、2095林班から2099林班まで及び2130林班の区域に限る。）、福島市（旧小国村及び旧福島市（渡利、小倉寺及び南向台に限る。）の区域に限る。）、伊達市（旧月舘町（月舘町月舘（関ノ下、松橋川原、川向及び舘ノ腰を除く。）、月舘町布川及び月舘町御代田（北、東、西及び新堀ノ内を除く。）に限る。）、旧小国村、旧掛田町（霊山町掛田に限る。）、旧富成村、旧柱沢村（保原町所沢（明夫内田、久保田、田仲内、西郡山、菅ノ町、河原田、東深町、西深町及び東田を除く。）及び保原町柱田（挟田、平、宮ノ内、前田、稲荷妻、砂子下及び根岸を除く。）に限る。）及び旧堰本村（梁川町大関（寺脇、清水、清水沢、松平、久保、棚塚、里クキ、山ノ口、宝木沢、笠石及び上ノ台に限る。）に限る。）の区域に限る。）、二本松市（旧渋川村（吉倉に限る。）の区域に限る。）及び相馬市（旧玉野村の区域に限る。）</p>
<p>2. 原子力緊急事態の概要</p>	<p>緊急事態該当事象発生日時 平成23年3月11日 16時36分 発生場所 東京電力株式会社福島第一原子力発電所</p>
<p>3. 1. の区域内の居住者等に対し周知させるべき事項</p>	<p>平成24年産の稲の作付けを差し控えるようにすること。</p>